

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社 タカヨシ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年11月19日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

【会社名】 株式会社タカヨシ

【英訳名】 TAKAYOSHI, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高品 政明

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

【電話番号】 043-276-7007（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務経営企画部長 劔持 健

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

【電話番号】 043-276-7007（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務経営企画部長 劔持 健

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期 累計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
営業収益 (千円)	1,368,344
経常利益 (千円)	168,571
四半期純利益 (千円)	96,486
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	50,000
発行済株式総数 (株)	430,000
純資産額 (千円)	△463,094
総資産額 (千円)	4,574,181
1株当たり四半期純利益 (円)	22.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	△10.1

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。又、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクに重要な変動はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財政状況及び経営成績の状況

①経営成績

当第1四半期累計期間（2020年10月1日～2020年12月31日）におけるわが国経済は、一旦落ち着いたかに見えた新型コロナウイルスの流行が再拡大したことにより、外食産業・観光産業といった外出を伴う産業を中心に打撃を受けました。一方で、いわゆる「巣ごもり消費」の増加により、内食・中食商品を販売する食品小売業の需要が伸びるといった現象も発生いたしました。

このような環境のもと、当社は「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトに、店舗近隣の生産者、特に今回のコロナ禍により打撃を受けた地元レストラン・居酒屋といった生産者の開拓を進め、弁当・惣菜といった中食商品の強化と売場の拡大を推進し、「巣ごもり消費」の取り込みを進めるとともに、出品生産者のためのプラットフォームとしての役割を高めるために、買取仕入方式から消化仕入方式への取引形態の転換を進めました。さらに積極的な新規出店を続け、当第1四半期累計期間に5店舗の出店と1店舗の閉鎖を行いました。

これらの取組みにより、当社の重要な経営指標である流通総額（店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高）は4,607,495千円、累計登録生産者件数は21,329件、店舗数は115店舗となりました。

以上の結果、営業収益（流通総額から生産者へ支払う仕入代金を控除した純額）は1,368,344千円、営業利益は177,721千円、経常利益は168,571千円、四半期純利益は96,486千円となりました。

なお、当社事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②財政状況

（総資産）

当第1四半期累計期間末における総資産は、前事業年度末と比べ279,003千円増加し、4,574,181千円となりました。これは主に、売上高の増加に伴い売掛金が249,302千円増加したこと等によるものです。

（負債総額）

当第1四半期累計期間末における負債総額は、前事業年度末と比べ182,602千円増加し、5,037,275千円となりました。これは主に、売上高の増加に伴い買掛金が217,490千円増加したこと等によるものです。

（純資産）

当第1四半期累計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ96,400千円増加し、△463,094千円となりました。これは四半期純利益が96,486千円となったこと等によるものです。

（2）経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数について著しい増減はありません。

(6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間において著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

(注) 2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月9日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	430,000	4,300,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	430,000	4,300,000	—	—

(注) 1. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。
2. 2021年8月30日開催の臨時株主総会において、2021年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1四半期会計期間において発行した新株予約権証券は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権 (2020年12月15日定時株主総会決議)

決議年月日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社従業員1名
新株予約権の数(個)※	300 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	6 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2022年12月16日 ~ 2030年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 6 資本組入額 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 新株予約権証券の発行時(2020年12月15日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

2022年12月16日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、2030年12月15日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要するただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。

b. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記aの資本金等増加限度額から前記aに定める増加資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

b. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月31日	—	430,000	—	50,000	—	—

(注) 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 430,000	430,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	430,000	—	—
総株主の議決権	—	430,000	—

(注) 1. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。

2. 当社は8月30日開催の臨時株主総会の決議により、2021年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	911,750
売掛金	948,867
商品	46,571
貯蔵品	8,937
その他	100,895
流動資産合計	2,017,022
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	818,772
土地	491,574
その他（純額）	292,190
有形固定資産合計	1,602,537
無形固定資産	100,147
投資その他の資産	※ 854,473
固定資産合計	2,557,158
資産合計	4,574,181

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,336,069
短期借入金	850,000
1年内返済予定の長期借入金	243,136
未払法人税等	3,300
賞与引当金	21,574
その他	421,684
流動負債合計	2,875,763
固定負債	
長期借入金	1,584,512
資産除去債務	220,040
その他	356,959
固定負債合計	2,161,512
負債合計	5,037,275
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	△514,120
株主資本合計	△464,120
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,025
評価・換算差額等合計	1,025
純資産合計	△463,094
負債純資産合計	4,574,181

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	1,368,344
売上高	1,310,077
売上原価	145,879
売上総利益	1,164,198
営業収入	
不動産賃貸収入	58,266
営業収入合計	58,266
営業総利益	1,222,464
販売費及び一般管理費	1,044,742
営業利益	177,721
営業外収益	
受取利息及び配当金	142
受取手数料	319
雑収入	3,168
営業外収益合計	3,630
営業外費用	
支払利息	11,897
その他	883
営業外費用合計	12,780
経常利益	168,571
特別損失	
固定資産除却損	10,104
店舗閉鎖損失	4,680
特別損失合計	14,784
税引前四半期純利益	153,786
法人税、住民税及び事業税	3,300
法人税等調整額	54,000
法人税等合計	57,300
四半期純利益	96,486

【注記事項】

(追加情報)

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて）に記載した、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
投資その他の資産	13,542千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	59,097千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、シェアショップ事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	22円44銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	96,486
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	96,486
普通株式の期中平均株式数(株)	4,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年9月9日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2021年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月9日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

(a) 分割方法

2021年9月8日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(b) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	430,000株
今回の分割により増加する株式数	3,870,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,300,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(c) 株式分割の効力発生日

2021年9月9日

(d) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 以前の親会社であった株式会社イアクセス（2018年12月に破産。以下「同社」という。）への貸付金の貸倒に係る受取補償金の受領

当社は、2021年8月に、当社代表取締役社長の高品政明より、受取補償金として210,160千円を受領し、これを特別利益として計上しました。

これは、2018年9月期に貸倒損失として処理した同社への金銭の貸付に関連し、当社代表取締役社長高品政明の同社への貸付当時の取締役としての損害賠償責任が発生している懸念について、当社と同氏との間で和解が成立したことによるものです。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月16日


株式会社タカヨシ
取締役会御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

中村 源 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 勝彦 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカヨシの2020年10月1日から2021年9月30日までの第52期事業年度の第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカヨシの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期

レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上